厚生労働省発健0515第2号 平成25年5月15日

沖縄県知事 殿

厚生労働事務次官 (公印省略)

沖縄簡易水道等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和47年10月30日厚生省環第683号厚生事務次官通知の別紙(甲)「沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び別紙(乙)「沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」(以下「取扱要領」という。)により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成25年4月1日から適用することとされたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

なお、貴管内関係水道事業者に対しては、貴職から通知されたい。

#### 沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱

- 1 この補助金は、沖縄県の市町村(一部事務組合を含む。)が行う水道法第3条に基づく水道 事業及び給水人口が50人以上100人以下の飲料用水供給施設の整備に要する経費を交付の対象 とする。
- 2 この補助金の補助対象事業費は、別表2の(1)直営施工の場合及び(2)請負施工の場合 の第1欄に掲げる区分につき、それぞれの第4欄に掲げる算定方法によって算定された額(実 支出額がこの算定方法により算定された額より少ないときは実支出額)の合計額とする。
- 3 この補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助金の予算科目の区分ごとに、補助対象事業費 と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額(給水区域内住民の拠出による収入額 を除く。)を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に同表の補助率欄に掲げるそれ ぞれの補助率を乗じて得た額とする。

なお、算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の端数額は切り捨てるものとする。

#### 別表第1

項	目	目	細	積	算	補助率
沖縄開発事業費	水道施設整備費補助	簡易水道等施設	<b>投整備費補助</b>	簡易水道旅上水道施		2/3 1/2

## 別表第2

## (1) 直営施工の場合

1 区分	2種目	3 細分	4	算	定	方	法	5 説	明
工事費	本工事費	材料費		:定める <sup>-</sup> ること		材単価	表を標	計額をいう。 (1) 当該施設のエ 必要な材料費、 当該工事を施行 必要とする経費	は、次の額の合 事の施行に直接 労務費、その他 するために直接 (特許権使用料、 ご力料) の合計額
		労務費	び工事準とす	定める 設計歩 ること	掛表の。	標準単		(2) 当該施設の工	事の施行に間接 (運搬費、準備 全費、役務費、
		その他の諸費は保険料	補助 該本 労務者 て、関	な 事業者 事 事 事 事 係 る ほ る る る る る る る る る る る る る る る る る	が直接 ら賃金 労務に 令に	支弁す の支弁 保険料	されるであっ	れる労務者に係 償保険料、失業 金保険料、健康 業退職金共済組	から賃金の支弁さ る労働者災害補 保険料、厚生年 保険料及び建設 1合掛金等の関係
	附事 用得用用補工 取使費		定する	事費の。	.,		じて算	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	費をいう。 「用地使用費」 「に必要な最小限」 は賃借に要する 賞費」とは、エ )取得し、又は賃 でする建物、立木 会去移転等に伴う

調査費

適正な実支出額(用地費及び補 償費、工事雑費、事務費等に計上 すべき費用を除く。)とする。

機械器 具費 適正な実支出額とする。

営繕費

当該直営施行に係る工事費(営 繕費及び工事雑費を除く。以下こ の項において「工事費」という。) に次の各号に定める率を乗じて得 た額の範囲内とする。

なお、第2号から第4号までの 場合において、それぞれ算出され る額が、それぞれの号の前号にお いて算出される額の最高額に満た ないときは、当該最高額の範囲内 において増額することができる。

- (1) 工事費が 1,000万円以下の 場合 1,000分の50
- (2) 工事費が 1,000万円をこえ 3,000万円以下の場合

1,000分の40

(3) 工事費が 3,000万円をこえ 10,000万円以下の場合

1,000分の30

(4) 工事費が10,000万円をこえ る場合 1,000分の20

直営施行に係る工事費(工事雑 費を除く。)に1,000分の40を乗 じて得た額の範囲とする。 費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用(補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。)をいう。

- 4 「調査費」とは、当該施設、管 路等の設計及びそれに必要な地形 測量、地質調査、土質調査、水質 試験、水文調査、管路更新調査並 びに工事を実施するために必要な 測量試験等に要する費用をいう。
- 5 「機械器具費」とは、工事を直 営で施工する場合に、工事の施工 に直接必要な機械器具、車両(乗 用車を除く。)、船舶等の購入費、 借料、運搬費(船舶保険料を含む。) 並びに据付、撤去及び修理、製作 に要する費用をいう。
- 6 「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新築(購入を含む。)、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。

7 「工事雑費」とは、補助事業者 が当該施設の工事等の施工に附随 して要する費用であって、職員旅 費、消耗品費、備品費、通信運搬 費、印刷製本費、監督料等の人件 費及び物件費をいう。

ただし、この事務費には委員会 費、協議会費等の間接的に必要と 認められる費用及び補助事業者の

工事雑 費

事務費	工事費(工事雑費を除く。)に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、第2号から第5号の場合において、それぞれの号の前号において算出される最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内に	経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。 8 「事務費」とは、補助事業者において当該補助事業の施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費の合計額をいう
	おいて算出される最高額に満たな	督料等の人件費及び物件費の合計
	いときは、当該最高額の範囲内に	額をいう。
	おいて増額することができる。	ただし、この事務費には委員会
	(1) 工事費が 1,000万円以下の	費、協議会費等の間接的に必要と
	場合 1,000分の45	認められる費用及び当該地方公共
	(2) 工事費が 1,000万円をこえ	団体の経常的職員に対する給料、
	3,000万円以下の場合	職員手当は含まないものとする。
	1,000分の25	
	(3) 工事費が 3,000万円をこえ	
	30,000万円以下の場合	
	1,000分の20	
	(4) 工事費が30,000万円をこえ	
	50,000万円以下の場合	
	1,000分の15	
	(5) 工事費が50,000万円をこえ	
	る場合 1,000分の10	

# (2)請負施工の場合

1 区分	2種目	3 細分	4	算	定	方	法	5	説	明
工事費	1 本工事費	材料費 労務 共設	い表 い表を に機費要去置等損のてを 直て及標間つ械用す、、に失借は標 接はび準接い器、る用撤要防上	、準 工別工と工て具準費水去す別と 事に事す事は等備用、及るにす 費定設る費、の、、電び費	定る のめ計この工運跡機力仮用、すめこ うる歩とう事搬片械等道、材るると ち職掛。ちの、付設の布仮料費	.主。 、種表 、施移け備供設設置用要 労別の 共工動、の給、工場及資 務賃標 通にに整設施現事等び	材 費金準 仮必要地置設場、の電単 に日単 設要す等・の補事土力価 つ額価 費なるに撤設修業地、	事で及 にび 以通 に技施をあび「直直 「外仮「必術設施っ一直接接 間の設共要管費	こ、受受公と 安二 受通公里 す、管工要費 工事及仮運費の接費費すい 費及現費費営 の接費費 すい りょう は場 は で しょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅう かんしょう しゅう かんしょう かんしょう しゅうしゅう かんしょう しゅうしょう はんしょう はんしょく はんし はんしょく はんしょ	とは、工事の施工 材料費、労務費及

技術管理に要する費用、現場事務 所、労務者宿舎及び材料置場等の 営繕に要する費用、労務者輸送に 関する費用、交通の管理、安全施 設等に要する費用並びに環境対策 等に要する費用をいう。

なお、共通仮設費は、毎年度、 厚生労働省健康局長通知で示す

「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」(以下「歩掛表」という。)に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。また、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。

現場管 理費 現場管理費については、歩掛表 に定める工種区分にしたがって、 所定の率計算によって得た額の範 囲内とする。

なお、止むを得ない事由により 工事を分割して施工する場合は、 当該分割した工事ごとに算定する こと。

一般管 理費 一般管理費は、歩掛表に定める 工種区分にしたがって、所定の率 計算によって得た額の範囲内とす る。

なお、止むを得ない事由により 工事を分割して施工する場合は、 当該分割した工事ごとに算定する こと。

附帯工事費は、本工事費の算定 基礎に準じて算定する。

用地費 用地費 用價 用價 費

用地費及び補償費については、 適正な実支出額とする。 「現場管理費」とは、請負業者が 工事を施工するために必要な現場経 費であって、労務管理費、地代、家 賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、 通信通搬費その他に要する費用をい う。

「一般管理費」とは、請負業者が 工事を施工するために必要な一般管 理費、利潤等であって、諸給与、福 利厚生費、事務用品費、通信運搬費、 保険料、租税公課、旅費、その他に 要する費用をいう。

「附帯工事費」とは、本工事に附 帯して施工することが必要な工事に 要する費用をいう。

「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得又は貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用(補償金に代え直接施工

2 帯費 3 地び費3 費補

する補償工事に要する費用を含む。) をいう。 「調査費」とは、当該施設、管路 調査費については、適正な実支 4 調 查費 出額(用地費及び補償費、工事雑 等の設計及びそれに必要な地形測 費、事務費等に計上すべき費用を 量、地質調查、土質調查、水質試験、 除く。)とする。 水文調査、管路更新調査並びに工事 を実施するために必要な測量試験等 に要する費用をいう。 「機械器具費」とは、工事を直営 機械器具費については、適正な 5 機 で施工する場合に、工事の施工に直 械器具 実支出額とする。 接必要な機械器具、車両(乗用車を 費 除く。)、船舶等の購入費、借料、 運搬費(船舶保険料を含む。)並び に据付、撤去及び修理、製作に要す る費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請 負業者に貸与して請負工事を施工さ せることが特に必要と認められる場 合には当該機械器具等に要する費用 を計上することができる。 営繕費については、適正な実支 「営繕費」とは、工事を直営で施 6 営 繕費 出額とする。 工する場合に必要な現場事務所、見 張所、倉庫、仮設宿舎等の新築(購 入を含む。)、改築、移転、修繕に 要する費用及び借料並びにこれらの 建物に係る敷地の買収費及び借料を いう。 なお、請負施工に係る大規模工事 又は工事現場が遠隔地等により補助 事業者が請負工事の施工を監督する ための現場事務所、見張所等の設置 が特に必要と認められる場合に限 り、これらに要する費用及び借料等 について適正な実支出額を計上する ことができる。 工事雑費については、1の本工 「工事雑費」とは、補助事業者が 7 工 当該施設の工事等の施工に附随して 事雜費 事費から6の営繕費までの合計に 1.5%を乗じて得た額の合計額の 要する費用であって、工事の現場事 範囲内の額とする。 務に必要な備品費、消耗品費、貸金、 印刷製本費、光熱水科、通信運搬費、 雑役務費、連絡旅費及び工程の関係 ある職員の給与(退職手当を除く。) 並びにこの費目から賃金又は給与が 支弁される者に係る補助事業者負担 の労働者災害補償保険料等その他に 要する費用をいう。

事務費については、1の本工事 |

事務費

「事務費」とは、補助事業者が事

費から6の営繕費までの合計額 に、次の各号に定める率を乗じて 得た額の範囲内とする。

なお、各対応額の率を適用した 場合の額が、直近下位の最高額に 満たない場合は、当該最高額の範 囲内において増額することができ る。

- (1) 合計額が 1,000万円以下の 場合 1,000分の45
- (2) 合計額が 1,000万円をこえ 3,000万円以下の場合

1,000分の25

(3) 合計額が 3,000万円をこえ 30,000万円以下の場合

1,000分の20

(4) 合計額が30,000万円をこえ 50,000万円以下の場合

1,000分の15

(5) 合計額が50,000万円をこえ る場合 1,000分の10

業施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。

该最高額の範 ただし、この事務費には委員会費、 ることができ 協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職 回万円以下の 員に対する給料、諸手当等は含まれ 1,000分の45 ないものとする。